

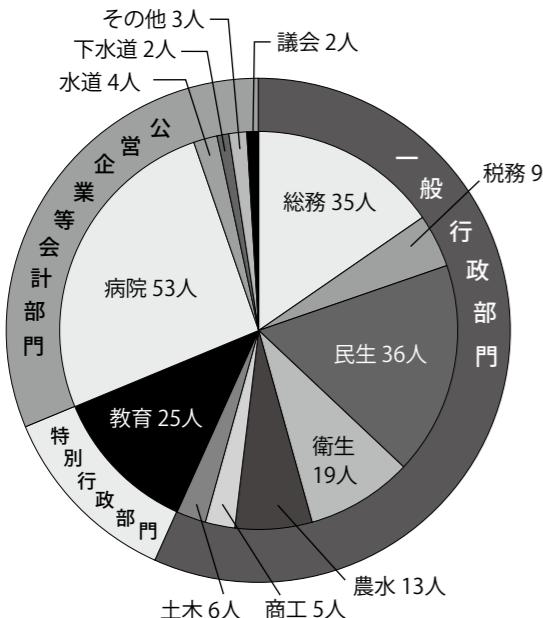
町職員の給与はその職務に応じた給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当から構成されます。国や他の地方公共団体との均衡を考慮した上で、条例に基づき支給されます。

令和6年度の人事費の決算状況と令和7年度の給与・職員数などをお知らせします。なお、職員の給与水準を表す国家公務員を100とした指数（ラスパイレス指数）は、令和6年4月1日現在96.0です。

職員数と勤務条件など

部門別職員数の状況

(令和7年4月1日現在 212人) ※再任用職員等を含む



●条例による町職員の定数は238人です。令和7年4月1日現在の職員数は207人で、再任用職員等を含めると総計212人です。

職員の勤務時間と勤務条件の状況

(令和7年4月1日現在)

勤務時間	8時45分～17時30分
休日	①国民の祝日 ②年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
週休日	土・日曜日

職員の研修に関する状況(令和6年度)

職場研修	新任職員研修	15人
	財政実務処理研修	80人
委託研修	カスハラ研修	41人
	地域力創造アドバイザー研修	31人

派遣研修	オホー�ツク町村会	29人
	専門職・一般職自己提案型研修等	1人

年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

※再任用職員等を除いた人数

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	13	15	12	23	31	29	16	21	32	9	4	207

●令和6年度の退職者は10人で、令和7年度の新規採用職員は11名です。

職員の分限処分と懲戒処分の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

分限区分および処分者数	降任	免職	休職	計	
	-	-	-	-	
懲戒区分および処分者数	戒告	減給	停職	免職	計
	-	-	-	-	-

●分限処分とは、心身の故障などで職務が十分に果たせない場合などに職務の能率維持を目的に行う処分です。

●懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や、職務上の義務違反などに対して秩序維持を図るために行う処分です。

職員の福祉と利益の保護に関する状況

共済制度

職員の共済制度は、病気や負傷、出産や死亡した場合などその相互救済を図るため、地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり事業を実施しています。

厚生制度

職員の厚生は福祉の増進と生活の安定を図るため、共済組合の事業を補完する(財)北海道市町村職員福祉協会が福利厚生事業などを実施しています。

公務災害

職員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、令和6年度の発生は0件となっています。

公平委員会

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件について、適切な措置がとられるよう要求することや懲戒その他、意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に申し立てをすることができます。

職員の給与と人事

問 総務課 職員厚生係 ☎ 0152-23-3131 内線9

給与

人件費の状況(令和6年度一般会計決算)

歳出総額(A) 122億853万円

人件費以外の支出
105億4,651万円

人件費(B) 16億6,202万円

- 人件費率(B/A) 13.6%
- 参考)令和5年度の人件費率 14.6%

●人件費には職員に支払う給与のほか共済費、退職手当組合負担金、特別職・町議会議員・各種委員の報酬などが含まれています。

職員給与費の状況(令和6年度一般会計決算)

一般職給与費(A) 7億9,465万円

給料
4億9,318万2千円

職員手当
9,779万6千円

期末・勤勉手当
2億367万2千円

- 職員数(B) 150人
- 一人当たりの給与費(A/B) 529万円7千円
- 参考)令和5年度の一人当たりの給与費 512万2千円

●令和6年度決算の職員数と給与費で、退職手当と特別職の報酬などは除きます。

初任給と平均給料月額・平均年齢(令和7年4月1日現在)

区分	初任給(円)	採用2年経過給料額(円)	経験年数区分別平均給料月額(円)			平均年齢	平均給料月額(円)
			7年以上	10年未満	15年以上	20年未満	
一般	大学卒	220,000	228,900	260,700	313,700		
行政職	高校卒	188,000	199,400	234,650	(該当なし)	41.3歳	309,200

●「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均月額のことです。

職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

扶養手当	配偶者および子など 月額3,000円～16,500円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている場合に支給
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 月額2,000円～31,600円
管理職手当	部長職および課長職(月額) 部長職44,000円／課長職33,000円
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に対し支給 月額10,340円～26,380円(11月～3月)
特地手当	ウトロ以東の地域勤務者に対して、給料および扶養手当の月額10%を支給
特殊勤務手当	危険、不快、不健康などの特殊業務に従事する職員に支給 (例:X線手当、夜間看護業務手当など)

区分	期末手当 勤勉手当	【自己都合】		【定年・勧奨】	
		勤続20年	2.3月分 (2.45月分)	勤続25年	28,039.5月分
時間外勤務手当		勤続35年	39,757.5月分	47,709月分	47,709月分
退職手当		限度額	47,709月分	47,709月分	47,709月分
		※定年前早期退職特例加算措置 (2%～45%)			

●()内は前年度の額および割合です。

特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在・月額)

区分	報酬(千円)	退職手当算定方法と支給時期	期末手当支給割合
町長	770(770)	給料月額×5.126月×4年	任期ごと
副町長	610(610)	給料月額×3.234月×4年	任期ごと
教育長	540(540)	給料月額×2.838月×3年	任期ごと